

第 7 回生田緑地マネジメント会議準備会 議事録

開催日時 平成 24 年 10 月 31 日（水） 18 時 30 分～20 時 30 分

開催場所 多摩区役所 6 階 601 会議室

出席者 （別紙）

議 題 マネジメント会議運営ルールをとりまとめる

- ・ マネジメント会議の会則（案）について
- ・ マネジメント会議準備会 市民活動団体会議の進捗状況について
- ・ その他

（開会）

（事務局）

- ・ 皆さんに開催通知文でお知らせしたとおり、本マネジメント会議準備会コーディネーターである小川巧記氏が、8 月 15 日に交通事故により急逝された。誠に残念なことである。小川氏におかれては、愛知万博では、市民参加事業プロデューサーとして、万博を行政・事業者による一過性のイベントで終わらせるのではなく、市民自ら参加して創り上げる場づくりに尽力され、この市民参加の精神は万博後に公園マネジメント会議へと継承されている。
- ・ 生田緑地マネジメント会議においても、小川氏をはじめ、愛知県の職員や市民活動団体の方々にお話を聞いたりして、参考にさせていただいた。ただ、愛・地球博記念公園と生田緑地ではその背景が異なっているところもあり、生田緑地は都市化の中で残された貴重な自然環境として、市民が保全活動に積極的に参加しており、自然の保全と利用の調整に関しても愛知県とは異なっている部分もあったため、公園にかかわるものが同じテーブルに着くという土台づくりから中々大変なところがあった。小川氏におかれても相当にご苦労されていたと同氏をご紹介いただいた涌井先生からも聞いている。
- ・ 昨年度からの経過を踏まえ、今年度は、行政において市民活動団体会議を開催し、生田緑地の保全と利用の調整に関する土台づくりを進め、その土台を基に生田緑地の魅力向上を図るためにどんなことができるかを小川氏にコーディネートしていただこうと考え、そういった役割分担を小川氏と事務局とで共有していた。そうして土台がある程度形になり始めたため、いよいよこれから小川氏にバトンタッチするといった矢先のことであり、この度は大変残念なことであった。
- ・ 今後のマネジメント会議準備会については、本日を含めて残り 3 回を予定しているが、これまでの経過を知らない方に新たにコーディネーターをお願いするより、事務局が小川氏の意志を継ぐような形で準備会を運営していく方がよいと考え、そのような形でやらせていただければと考える。

● マネジメント会議準備会 市民活動団体会議の進捗状況について事務局より報告

● マネジメント会議の会則（案） （事務局：資料 3-①、3-②、の説明）

（会員）資料 3-① 2 頁の第 4 条（マネジメント会議の機能）について、「マネジメント会議が独自で行う事業」とあるが、その事業のイメージがつかめない。これはマネジメント会議を構成する各団体の取組を指すのか、あるいは、マネジメント会議の中で、会員やプロジェクト会議が新しく提案する

事業を指すものなのか。この例で挙げられていることは、おそらく来年から指定管理者が自らの事業として行っていくようなことだと思われるが、これについても承認できるということなのか。

(事務局) 基本的にここでいう「マネジメント会議が独自に行う事業」とは、マネジメント会議の会員同士が連携・協力し合い、独自に行う事業を指しており、例えば、広報・PR 活動をしたり、イベントを企画したりする場合を想定している。指定管理者の業務として行う部分のことを指しているわけではない。指定管理者はその業務として自らアンケートを実施したり、広報・PR 活動を行ったりするが、それとは別に、マネジメント会議の会員が主体となって協力して何か行うときのことを想定している。

(会員) 指定管理が独自の事業として行うものについては、マネジメント会議の運営会議の場に議題として挙がることはないということか。

(事務局) 指定管理者は、市の業務を代行して行うことから、市と指定管理者はセットの形であり、指定管理者の業務は市の計画や事業に含まれてくる。ただ、マネジメント会議には市に対する提言機能があるため、指定管理者が行おうとしている事業等に対しても市の計画や事業の一部と捉え、これに対して提言いただくなど、実際には調整していくことになると思う。

(会員) マネジメント会議を構成するのは、第16条(会議等)第1項にある全体会、運営会議、植生管理会議及びプロジェクト会議の4つの会議であると理解するが、3頁の第11条(役員)第2項に、役員としてマネジメント会議の会長を置くとなっており、ここでいうマネジメント会議とは、先の4つの会議全体を仕切る会議ということか。

(事務局)

- ・第11条(役員)第2項～4項でいうマネジメント会議、運営会議及び植生管理会議の会長は、それぞれの組織体の長のことを指している。マネジメント会議というのは、運営会議、植生管理会議、プロジェクト会議などの組織体を包括する全体としての組織体である。
- ・一方で、第16条(会議等)第1項でいう全体会、運営会議、植生管理会議及びプロジェクト会議は、会議そのものを指している。例えば、全体会は総会としての役割を持つ会議であり、ここでいう運営会議、植生管理会議及びプロジェクト会議についても会議そのものを指している。
- ・組織体の名称に「会議」を用いているので分かりにくくなるが、会議の母体となる「組織」を指しているか、「会議」そのものを指しているかという違いがあるとうご理解いただきたい。

(会員) マネジメント会議が独自に行う事業に関する費用の裏付けについては、どのように考えるか。

(事務局)

- ・費用に関することはこれまで度々話題となり、その度に同じお答えをしているが、これについては、いろいろなケースが考えられる。何かイベントなどをやろうとしたときに、会員相互が連携して力を結集することによりボランティアで行うケース、何らかの形で集金して行うケース、川崎市の市民活動への資金助成制度を活用するケースなどがある。
- ・マネジメント会議運営に係る会議開催などの基本的な活動費用については、会議室の確保や会議資料の印刷などは指定管理者の業務として指定管理者が行うことから、指定管理料から支払われることになる。また、指定管理者が提案する自主事業とマネジメント会議がやろうとすることがマッチングすれば、指定管理者の自主事業に係る予算を使いながら、更にマネジメント会議会員の皆さんによるボ

ランティア活動を組み合わせて行うこともあるかもしれない。実際に運用してみると更にいろいろなケースが出てくると思うが、その都度検討していくことになると思う。

- 通常であれば、このような組織には基本的な活動費用が伴うので会費を集めることが必要となるが、このマネジメント会議の場合、指定管理者の基本的な事務の中にその部分が含まれているので、まずは会費なしで運営していけると考えている。ただ、例えば、会員から、会費を集めて特別な事業を定期的に行っていきたいと提案がなされ、これが承認された場合、将来的にはもしかしたら会費を集めることもあるかもしれない。

(会員) マネジメント会議の運営会議は、各団体が希望したら参加できると理解したが、その場合に当該団体の活動PRを行うこともあるだろうが、あくまでも生田緑地全体をしっかりと考える立場で参加することを前提としないと、活動PRの場に終始してしまうことになりかねない。運営会議のメンバーとしての役割をはっきりさせておいた方が良い。

(事務局)

- 運営会議は、コアメンバーによって運営するので、コアメンバーとなるものが重要となる。コアメンバーは、希望者が誰でもなれるわけではなく、自薦又は他薦により立候補したものを全体会の承認をもって選任するものである。
- その資格要件の1点目として、第13条(コアメンバー)第1項第1号に、正会員であることを挙げている。正会員のうち、「活動団体等」にあつては、生田緑地又はその周辺での活動内容について明らかにした上で、運営会議の承認を得て正会員になることができる。また、地域団体・大学等にあつては、生田緑地周辺地域の団体として所在が明らかである町内会・自治会・商店会や大学等の団体を指している。基本的には実体が明らかでなければ、正会員とはなれない。
- 資格要件2点目として、同項第2号に「生田緑地全体の管理運営に責任を持ってかかわることができること」としており、自らの団体の事だけではなく、あくまでも生田緑地全体を視野に入れて運営にかかわらなければならないため、自らの団体の利益誘導等を行うものは、コアメンバーとはなれない。
- 資格要件の3点目として、責任を持ってかかわるものとして、同項第3号に「運営会議に継続的に出席できること」としている。
- コアメンバーになるものは、個人で参加する学識経験者を除き、団体に所属している立場であるが、このものは、団体の意思決定を表決する立場は喪失することになる。コアメンバーとして運営会議に出席するものは、団体から会議出席者として1名選出されたものであるが、運営会議の場では、自らの団体の意思により行動したり、自らの団体に対する利益誘導を行ったりするのではなく、生田緑地全体の運営を大前提に考えて、行動できるものでなければならない。

(会員) マネジメント会議には、どの範囲まで決定権があるのか。例えば、整備に関して、今まで、生田緑地管理運営協議会(以下「管理運営協議会」という。)の場で当該事業について説明があり、現場で市民の意見をヒアリングして決定していたが、そういったことについて、マネジメント会議の場で決定されるようになるのか。会員が市民目線でマネジメント会議に提案し、その提案して採択された場合、どのような効力を有するものなのか。

(事務局) これまでも管理運営協議会で決定したことが自動的に市の決定となる仕組みではなく、市が事業を実施する際に、管理運営協議会を通じて皆さんと情報共有して意見を聞くが、予算や安全管理

上の観点などから、最終的には実施主体であり、公園管理を担う市が判断をしてきた。マネジメント会議設立後は、第4条（マネジメント会議の機能）のとおり、先ほどご説明したマネジメント会議が独自で行う事業については、マネジメント会議は「承認」を行う機能を有している。一方、今ご質問いただいたような市の施策や予算にかかわる事項など市が自らの計画や事業等として運用すべき事項については、マネジメント会議は市に対して「提言」を行う機能を有しているが、最終的な判断は市が担うものとしている。

(会員) これまでとほとんど変わらないということか。

(事務局)

- ・行政と市民との関係において、今回のマネジメント会議で特徴的なことについて説明させていただきたい。
- ・資料2の「生田緑地の管理運営イメージ」をご覧ください。右側にマネジメント会議の枠があり、左側に行政の枠があるが、右側の枠と左側の枠の間に川が流れているとすると、行政は、最終的な判断と責任を担う立場であることから、基本的には、市民と同じ立場ではない。
- ・こういったことから、一般的には、行政が市民団体の話し合いの輪の中に同じ立場で参加することは難しいと考えられており、通常は、川の右側にある市民団体の話し合いの場と、川の左側にある行政は川を挟んで対峙するような構図になる。
- ・しかしながら、今回の生田緑地の管理運営においては、「協働のプラットフォーム」としてのマネジメント会議の意義は、行政が、川の左側に身を置きながら、2重の人格で、川の右側にも参加して、市民と同じ円卓で議論することにあると考え、この間、マネジメント会議のスキームを詰めていくにあたり、このことを意識して検討を進めてきた。
- ・川の左側の市の立場は、ひとりの職員としての市の立場ではなく、市長の判断、または、議会の議決をもって決定するなど最終的な判断と責任を担う行政組織としての立場である。一方、川の右側の市の立場は、マネジメント会議の一会員として、参加した市の職員が、各職員の持つ権限の範囲内で判断しながら、市民と対等の立場で意見を交わす立場である。
- ・このように、市は、川の左側と川の右側で二重の人格を有することになるが、2重の人格であることの矛盾として、例えば、川の右側の円卓に市の職員が参加している場合、その円卓の中で、会員から、行政としての予算の裏付けがない案件を市に対して提言したいという意見が発議された場合、仮に、市の職員がひとりの会員として反対しても、円卓全体の結論としては、提言が決議されてしまうことも考えられ、この場合、市は、予算の裏付けがない案件を市に対して提言することとした川の右側の円卓の中の一員としての立場と、川の左側で、その提言を受ける行政としての立場で、矛盾した立場に立たされてしまうことが想定される。
- ・一般的には、こうした矛盾があるため、市は、川の右側の円卓には参加しにくいと考えられてきたが、今回のマネジメント会議では、こうした矛盾に対応するため、会則解説1頁にあるとおり、マネジメント会議が市に提言するときに、複数の意見を併記して提言することができることとした。
- ・このことによって、川の右側の円卓の中に参加している市の職員も、市としての立場からの意見が併記されることによって、自己矛盾しない方法で議論に加わることができることとなり、こうした市の職員の意見と、その他の市民の意見が併記された提言を受けて、川の左側にいる行政が最終的な判断を行うことができるしくみを考えた。

- ・こういった考え方を取り入れることによって、今回の生田緑地におけるマネジメント会議では、二重の人格を有する市の職員が皆さんと同じ円卓に座り続けることができるようにした。
- ・このように、マネジメント会議の運用方法を工夫することで、従来、川を挟んで市民と行政が対峙する構図しかなかったところから、市民も行政も同じ円卓に座って議論する構図が成り立つと希望的観測を持っている。
- ・ただし、方法論を詰めたとしても最終的には運営の仕方にかかってくると思うので、マネジメント会議設立後は、こうしたことを念頭に置いて、その運営に努めていきたいと思う。

(会員) 今回、会則案に関する説明を聴いていて、市が、川のこちら側に来て、市と市民が1つのテーブルで一緒になって物事を考えるという姿勢が感じられ、これは非常に大きな前進であると思った。

(会員) 第16条(会議等)第5項に「会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる」とあるが、ここでいう関係者とはどういった範囲まで指すのか聞きたい。マネジメント会議の会員である正会員と準会員だけを指しているのか。

(事務局) この規定によって、各会議に定められる構成員以外のものが会議に出席することができるようになり、例えば、全体会に準会員が出席したり、運営会議に準会員を含めたコアメンバー以外の会員が出席したりできるようになる。また、正会員及び準会員以外のものも出席することも可能である。ただし、関係者の出席に当たっては、会議の議題の関係者として、意見を聴いておく必要があるとマネジメント会議が判断したときに出席できるのであって、第三者が突然やって来て出席できるものではない。具体的な事例を想定しているわけではないが、マネジメント会議の会員である正会員及び準会員以外のものに意見を聴く必要が生じたときのことを考えてこの規定を設けている。

(会員) 第4条(マネジメント会議の機能)で、「提言」を行う機能の例として、「生田緑地植生管理計画の策定・変更及び運用」とあるが、この間の市民活動団体会議において、現在の植生管理計画について行政計画とする部分と市民に委ねる部分の二つに分けるという方向性が話し合われているが、市民に委ねる部分についても行政に対して提言を行わないと決定できないのであれば、機動的に運用することができなくなってしまう。

(事務局) 確かにそのとおりである。正確に言うと植生管理計画のうち、行政計画とする部分が、行政に対する提言を行う対象に位置づけられる。この間、市民活動団体会議において、現在の植生管理計画を行政計画とする部分と市民に委ねる部分の二つに分ける方向性で、その住み分けについて議論を行っているところであり、この議論がある程度まとまった段階で、市民に委ねる部分を植生管理計画の一部とする形で整理することになるので、植生管理計画と書いてしまうと市民に委ねる部分まで含まれることになるため、提言事項としては、あくまで行政計画とする部分を指していることが分かるような表現に今後修正する。

(会員) 提言というのは、マネジメント会議の中で話し合ったことを行政に対して意見を言うことができる機能であると理解しているが、この機能を行政計画とする部分に対してのみに限定すると、後ろ向きになってしまうのではないか。

(事務局) 提言の機能についてはそのような趣旨であるが、提言事項というのは最終的には行政が判断して決める事柄であり、先程の議論でいう市民に委ねる部分を承認事項とすると、マネジメント会議の中で決めることができるので、市民活動団体の方々が自然の保全にかかわる活動を行うに当たって、自然環境の変化に応じて臨機応変に実践することができる。

(会員) マネジメント会議が独自で行う事業の財源については、最初から確保しておかない方針であるということは理解したが、管理運営協議会で活動してきた経験からいうと、行政が入った団体になった途端に市民活動助成金の交付を受けにくい実情があることから、管理運営協議会では市民だけで構成する団体に転向しようかという議論もあったようである。そうしたことを考えると、このマネジメント会議は行政も参加する組織であるが、協働や連携して事業を行うに当たって、マネジメント会議に参加する行政のそれぞれの部署において、マネジメント会議に関する予算を持っていない限り、マネジメント会議の取組を実現することは中々厳しいのではないかというのが、私の感想である。これについてどうしようもないのであれば、この形で進めるのもやむを得ない。

(事務局) 予算の確保については、以前にもお話したところであるが、マネジメント会議そのものが市民活動支援を受けなくても、マネジメント会議から派生したプロジェクトがマネジメント会議から独立して組織化したとき、市民活動支援を受けることも可能であると考えている。

(会員) 第4条(マネジメント会議の機能)に例示されている項目に、広報やPR活動とあるが、こういった取組は市民だけで行うプロジェクトとはならないような気がする。

(事務局) 先程ご説明したように、指定管理者が行う自主事業とマネジメント会議が連携することもあり得るし、あくまでマネジメント会議の中で会員の力を結集してボランティアで事業を行ったり、一つのプロジェクトとして独立して市民活動助成を受けたりするなど、いろいろな手法が考えられることから、ケースバイケースであると思う。その都度、会員の皆でいろいろと知恵を絞っていきたい。ただし、マネジメント会議という組織は、資金が予め用意され、参加すればお金が配当されて事業を実施できる仕組みではないということを、改めてこの場で皆さんと共有させていただくこととする。

(会員) 先程の会則に関する事務局の説明の中で、第7条(入会及び変更の届出等)第4項に正会員は責任あるものとして団体名称や代表者氏名を公表するとあったが、公表するためではなく会員間で連絡先を共有することを目的とした個人情報の取扱いについて、以前、管理運営協議会の中で議論になったことがある。管理運営協議会では、会員間で情報交換や交流を目的に連絡を取り合いたくても、最初から個人情報を登載する名簿を組織内で共有するということを決めていなかったため、後々、名簿を作成したくても合意をとることが難しかった。例えば、以前、この会議の中で、生田緑地の情報発信を行うに当たってメルマガを配信することを考えていると事務局が言っていたが、情報の受け取り手であるメルマガ会員の情報まで管理する必要はないと思うが、何かしら活動したり連携したりしようとして参加するものであれば、会員同士で連絡を取り合えた方がよいと思う。個人情報の管理について非常に厳しくなってきたことを踏まえ、会員間で連絡先を共有することについて、予め最初から謳っておいた方がよい。

(事務局) 第7条第4項の規定については、生田緑地の管理運営に参加して意見を言うことができる立場にあるものが、一般市民にとって正体の分からないものであってはならないと考えるため、団体の名称や代表者氏名に限って公表するという趣旨である。これとは別の趣旨で、事務局が連絡する手段

として、住所、電話番号、メールアドレスなどの情報を入会申込みの際に届け出てもらうことになるが、この旨は会則に明文化していないが、入会申込書の様式にこれらの記入欄を設けることを想定している。今のご意見にあるとおり、これらの情報について事務局の連絡手段としてだけではなく、会員間で相互に共有することを目的とするならば、予めその旨を規定しておく必要があると思う。ただ、連絡先を他のものに知られたくないものがいた場合はその扱いをどうするか。事務局としては、マネジメント会議の活動は公益性のある活動であるため、これに参加するに当たっては、会員相互で連絡先を共有することを参加の条件とした方が良いのではないかと思う。こうした場合、連絡先を会員に対して明かすものでないとマネジメント会議に参加できなくなるが、皆さんのご意見を伺いたい。

(会員) それで良いと思う。特に市民活動団体会議のメンバーは、今回の会議資料にある「生田緑地の自然に関わる活動を行う団体ヒアリングシート」に、住所、電話番号、メールアドレスなどが既に記載されているので問題ない。

(事務局) 皆さんから特に異論がないようであれば、この場でそうした方向で進めることについて決めさせてもらいたい。また、会員を希望するものに対して、このことについて明らかにしておく必要があるため、会則に明文化する方向としたい。

(会員) 異議なし。

(会員) 会員のうち、市民だけではなく、行政についても職員の異動により人が変わることが多いため、かかわり合う部署の担当の連絡先などをこまめに教えていただきたいと思う。そういったことも含めて、わざわざ規定を設けなくとも良いが、予めきちんとルール化しておく、運営開始後に混乱がない。

(会員) 会則解説書5頁の会員資格の喪失(継続の意思確認)について、「活動団体等」は年度ごとに活動計画書を提出することにより、間接的に会員資格の継続の意思確認を行い、「地域団体・大学等」は生田緑地で活動する・しないにかかわらず、基本的に会員資格が継続されるという仕組みであるということだが、「地域団体・大学等」の方達についても、会議の出欠確認や委任状の提出も含めて意思の疎通を図ることが難しくなった場合に、「活動団体等」と同様に更新制の仕組みを名目上でも予め用意しておけば、双方嫌な思いをせずにフェードアウトすることも可能になるのではないか。

(事務局) これについては、どちらかという事務局が考えなければならないことであり、ご意見のアドバイスはありがたいが、マネジメント会議における「地域団体」とは、マネジメント会議準備会をベースとして、生田緑地周辺の町会、商店会、町内会連合会、商店街連合会、大学等をイメージしており、所在が明らかなもの達であるため、連絡を取ることができなくなることはないと考えている。

(会員) 資料2の生田緑地の管理運営のイメージにあるマネジメント会議の会議構成について、全体会の下に、植生管理会議と必要に応じて設置されるプロジェクト会議が位置づけられていることは理解したが、全体会とこれらの会議の真ん中にある運営会議の位置づけがよく分からない。全体会は全ての正会員が集まる最上位の会議であり、一方、運営会議はメンバーを絞って定期的に開催する全体会の配下の会議であるならば、植生管理会議と運営会議はイコールではないのか。

(事務局)

- ・運営会議と植生管理会議は異なっている。会議構成としては、運営会議の配下に植生管理会議が位置づけられている。運営会議は植生管理会議で扱うテーマしか所掌しないということではなく、生田緑地全体の運営にかかわる運営会議固有の所掌事務がある。例えば、生田緑地における活動計画及び活

動調整や「保全・利用方針」について市に対する提言を行うことなど、運営会議の場で話し合っ
て決める事項はいろいろあり、これらは運営会議独自の機能である。

- ・これとは別に、植生管理に関して、専門的な立場でこれに携わっている団体が個別に議論する場が必要であるという意見が市民活動団体会議で出され、議論した結果、植生管理会議を設けた経過がある。
- ・会議構成としては、植生管理会議は運営会議の下部組織であり、植生管理会議イコール運営会議とはならない。

(会員) 全体会の配下の組織について、植生管理会議とプロジェクト会議のメンバーだけが構成すると考えた場合に今のご意見のような疑問が出てくるが、そうではなく、まず、全体会の下に運営会議があり、その中の一部の人は植生管理会議やプロジェクト会議の構成員にもなり得るという考え方でよろしいか。そうすると、運営会議の構成員であるが、植生管理会議やプロジェクト会議の構成員ではないというものもいるということになる。

(事務局) そのとおりである。運営会議はコアメンバーで構成し、コアメンバーは全体会で決める。コアメンバーは、植生管理会議やプロジェクト会議への所属の有無は関係なく、あくまでも正会員のうちから立候補者などを基に全体会に諮って決める。これとは別に、植生管理に関する活動を行っているものは植生管理会議に参加する仕切りであり、両会議を兼任しても構わない。

(会員)

- ・植生管理会議の位置づけについて、植生管理会議は植生管理だけを所掌しているのではなく、生田緑地の自然に関することを所掌していると捉えてもらいたい。実際に植生管理を行っているものだけを対象とすると、あくまで植生管理活動が主となり範囲が狭くなるので、場所ごとの目標設定をどうするかであったり、生田緑地の自然をどうするかといったことなど、生田緑地全体を視野に入れて自然について考えていく場と位置づけてもらいたい。

(事務局) 市民活動団体会議を始めた当初は、運営会議で植生管理のことも含めて話し合うスキーム案があつて、これに対し、自然の保全に関してある程度責任を持ってかかわるもの達が話し合っ
て決める場が必要ではないかという議論から、植生管理会議を独立した会議として設けた経過がある。こうしたことから、これまで検討を進めてきた植生管理会議は、誰でも参加できるような仕組みとはなっていない。また、その構成員については実際に植生管理活動に携わっているものだけでなく、生田緑地の自然について調査・研究を行うものも含めて想定している。

(会員) 植生管理という言葉の定義が違うのだと思う。正確に定義すると、調査・研究を行うものは植生管理にかかわるものとはいえない。

(事務局) これについては、市民活動団体会議の中で議論して、植生管理会議には植生管理活動そのものを行うものだけでなく、調査・研究活動を行っているものも含めて構成員とすることで検討が進められてきている。第21条(植生管理会議の所掌事項)にある「植生管理のあり方に関する必要事項」について、植生管理会議の所掌を示す言葉として視野が狭い印象を与えるのであれば、この表現を修正することについて検討していきたいと思う。

(会員) 「植生管理会議」という名称についても、以前から「植生管理」という呼称をもっと視野の広い呼称へと改めてもらいたいと意見を述べてきた。

(事務局)

- ・今のご意見は事務局としても認識している。今回の議題にはないが、名称については宿題が二つある。

一つ目に、そもそもからして、「マネジメント会議」という組織名称でよいか、二つ目に、今のご意見にあった「植生管理会議」という名称についてである。

- ・ただし、スキームを構築している段階で、「植生管理」ではない言葉を用いると混乱が生じるおそれがあることから、ある程度スキームが固まるまでは「植生管理会議」という名称でやらせていただきたい。また、「マネジメント会議」という名称についても次回のマネジメント会議準備会で議論することとし、本日はあくまでスキームについて議論することにさせてもらいたい。ただ、先程の意見にあった構成員や所掌事項が植生管理活動のみを対象としているように読めてしまうことは、スキームにかかわることであることから、植生について考え、調査・研究することなども含んで読めるような表現に次回までに修正する。さらに、植生管理会議は、今のスキームでは植生管理について専門的に話し合う場として整理しているため、植生管理会議について誰でも参加できるような仕組みとするかどうかは、今後、市民活動団体会議の中で議論していきたい。

(会員) 先程のご意見にあったように、生田緑地の自然に関心があって大事にしたいと考える市民は、調査・研究を行ってなくても植生管理会議に参加できるような形が良いと私は思う。

(事務局) 植生管理に関心のある市民が自由に参加できる仕組みは、植生管理会議の配下にある「市民部会」にその機能が位置づけられている。

(会員) 現在の植生管理協議会の市民部会でやっていることは、あくまで場所ごとの管理をどうするかといった内容であり、先程の意見は、生田緑地の自然をどうするかという内容について、運営会議ではなく植生管理会議の場で話し合えるようにしてもらいたいという趣旨であると思う。

(事務局) 植生管理会議については、植生管理の方法だけでなく、生田緑地全体の生態系に関しても考えていける会議であると読めるようにしたいと思う。ただし、構成メンバーについては、この会議は、行政計画とする「植生管理計画」について提言する機能を有することから、ある程度必要とする要件はあると思う。生田緑地の自然に関して真剣に考えるものであれば、紙にその旨を書けば誰でも参加できるという仕組みには行政としてはできないが、そういった意味では活動の実績などある程度的前提が必要であると考えている。ただし、会議に関係するものであるならば、関係者として招致して意見を聴くことができる規定を設けているので、この規定を必要なときに運用していれば良いと思う。

(会員) 入会申込書など様式については、次回のマネジメント会議準備会で明らかにされるのか。こういった組織に登録する際、団体の構成員名簿を提出することが多いが、この会議もそうしたことが必要になるのか。我々の団体は800名近く構成員がおり、名簿は個人情報でもあるので、構成員名簿については見せるだけでよいとか、あるいは提出が求められるのかなど細かい点が気になる。

(事務局)

- ・様式については、まだ詰め切れていないので、次回のマネジメント会議準備会で提示する。今のところ全ての構成員の名簿まで提出する必要はないと思っているが、団体から1名選出して登録する会議出席者だけ把握していればよいのか、あるいは団体の構成員数を把握するために、名簿等により確認するかなど整理しておく必要があるので、このことについては預からせてもらいたい。マネジメント会議の中で連絡先を共有する意味では、名簿を見せるだけとはいかないと思うが、何れにせよ、そういった情報は外部に公開することにはならないので、マネジメント会議の中で共有する情報として、どの範囲まで会員から情報を出してもらえばよいかなどについて、今後整理することとしたい。今の

イメージとしては、会議出席者の情報だけでは十分とはいえない気がする。さらに、「活動団体等」にあつては、川崎市に居住していないものが団体の構成員であっても、手続きを経て、生田緑地で活動することができるスキームであることから、団体の構成人数は確実に届け出てもらうことになる。

(会員) 活動計画については、行政である各文化施設も提出することになるのか。

(事務局) 行政については活動計画を提出しないものとする。会員のカテゴリーは3つあり、「活動団体等」、「地域団体・大学等」及び「行政・指定管理者等」に分かれており、行政は行政としての立場があり、裏を返せば、活動計画を提出しようがしまいが、行政は事業を行うに当たって市民に対して説明責任を負う立場にある。「地域団体・大学等」についても、隣接する町会、商店会、大学などは地域の団体として、マネジメント会議への参加を呼び掛けて入会してもらう形なので活動計画の提出は必要ない。

(会員) 行政は活動計画を提出しないならば、少なくとも緑地内にある施設に関しては全て運営会議に出席することが必要であると考え。

(事務局) 運営会議に行政のどの部署が出席するかについては、第13条第3項に運営会議の構成員であるコアメンバーの選任方法として、「行政・指定管理者等にあつては事務局が推薦したものから、全体会の承認をもって選任する」としており、行政から出席する部署について、全体会の場に事務局である行政と指定管理者によって案が提出され、全体会に承認を求めることになる。ただし、運営会議に行政の関係部署が全て出席すれば、行政側の人数が圧倒的に多くなってしまい、それではマネジメント会議が成り立たないので、ある程度メンバーを絞ることになると思う。

(会員) 植生管理会議の構成員について、植生管理に関する活動を行っている団体以外も参加した方がよいという話が先程のご意見にあつたが、そうするとA案とB案が持つ意味合いも異なってくるし、対象とするメンバーも異なってくると思われる。

(事務局) 確かにそのとおりであるため、先程の意見に関しては今後議論する必要がある。会則の原案は、植生管理会議の構成員となる対象として、植生管理に関する活動を行っているものとなっているが、先程の意見にあつたように、その対象範囲を広げると、それによってメンバーが異なってくる。

(会員) 私としては、先程の意見の方とは異なった意味合いで植生管理会議を捉えており、植生管理会議のメンバーの対象範囲を広げると、運営会議と植生管理会議の役割分担の違いが曖昧になってきてしまうのではないかと思った。

(事務局) おっしゃるとおりであり、植生管理会議に植生管理活動にかかわるもの以外でも参加できるとすると、運営会議との区別がつきにくくなる。植生管理会議には植生管理活動に実際に携わるものだけでなく、調査・研究を行っているものも参加する想定であるが、どの範囲までメンバーとするか仕切り分けが課題となる。B案を採用する場合は、植生管理活動にかかわったり実際に携わったりしているものに限定することになるかもしれない。ただ、この場では、議論に直接参加できないものもいるため、次回の市民活動団体会議で議論したいと思う。こうしたら良いというご意見があれば、参考までに今お聞きしておきたい。

(会員) 私の個人的な意見であるが、植生管理会議は専門的な見地からメンバーを絞って話し合う場であれば良いと思う。一方で、運営会議はもっといろいろな方から自由に意見を出してとりまとめるような場所であつたら良いと思った。

(事務局) ご意見の趣旨は理解した。そのような考え方もあるし、別の考え方もあると思うので、何れにしても、次回の市民活動団体会議で議論させていただくこととしたい。

(会員) 先程の事務局の説明の中で、行政は活動計画を提出しないということだったが、それは当然であると私も思うが、マネジメント会議の全体会や運営会議などの場で、行政の公園部署や各施設などの年間計画を年度ごとに発表してもらえると良いと思う。例えば、今年度に例年にはないどんな取組が予定され、公園の整備としてどんなことに予算が投じられるのかなど、行政資料をくまなく読んでみれば、必ず公表されていることであると思うが、それをあちこち探さなくてもこの会議に出席してさえいれば、生田緑地の当年度の動きが分かると思う。そうすれば、市民団体、商工会議所、商店街等から自ら連携して何かやってみたいという発想が生まれやすくなるのではないか。白紙のところから自ら発案するとなると中々難しいが、何かネタがあれば、コラボする取組が生まれやすいと思う。以前、モリコロパーク（愛・地球博記念公園）の市民活動団体の方が講演でお話になっていたことだが、情報公開制度を用いれば情報を得ることができるかもしれないが、そうではなく、マネジメント会議の中で行政と情報を共有することによって、公園運営に参加する仲間として認められるように思えて、より一層公園のためになることを考えようという気持ちになるといった趣旨のことをおっしゃっていた。行政側も市民から要望がなければ資料を提示しないというのではなくて、公園運営に参加する仲間として、マネジメント会議と情報を共有し、よりよいアイデアを募っていった方が雰囲気の良い会議になると思う。こういったことをルール化する必要はないが、是非ともそういった気持ちで行政側にマネジメント会議に参加してもらいたいし、市民側も協力できることは協力する姿勢で参加できれば良いと思う。

(事務局) 先程、行政は提出しないと説明したのは、生田緑地で活動するものが運営会議に提出する活動計画のことであり、当然、行政の実施事業等に関するさまざまな情報をマネジメント会議の場でどんどん共有していきたいと思っている。これは、第3条（所掌範囲等）第2項に「それぞれの領域については、マネジメント会議において情報共有を図り、必要に応じて協議・調整を行う。」という条文で読むことができる。ただ、行政が実施する事業等に関してはピンからキリまであり、全ての情報を漏れなく常に共有するわけにはいかないと思うが、例えば、先程おっしゃっていたように年度当初に岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館などの年間イベント表を提出したり、従来から行っているように大規模な公園整備を実施する際に情報共有を図ったりすることになると思う。

(会員) 会則案については、後日、気が付いたことがあった場合、いつまでだったら意見を出してもいいのか。それとも本日のこの場でしか意見を受け付けないのか。その辺りのスケジュールをお聞きしたい。ここにいらっしゃる皆さんは各組織の代表として出席されていると思うが、それぞれ本日の会議内容を持ち帰って内部で議論することもあるのではないかな。

(事務局) 基本的には、今回のマネジメント会議準備会において会則案を大体とりまとめるつもりでいたが、当然、本日いただいた意見を踏まえ、直す必要があるところは直す。また、本日の会議でペンディングとしたところについては、次回のマネジメント会議準備会までに整理して、同会議で決めることとしたい。次回のマネジメント会議準備会は設立総会前の最終回となることから、そこで会則を固めておかないと、マネジメント会議を立ち上げることができなくなってしまうため、本日、ひと

おりご意見をいただいておりますが、今の意見を踏まえ、各団体が本日の会議内容を持ち帰った上で、意見があるようであれば、本日から1週間を目途に意見を受け付けることとしたい。

(会員) 今ある市民活動団体について、マネジメント会議にどのような形で参加できるのか明文化する条文が見当たらないが、コアメンバーについては、このような団体から選任されるという理解でよろしいか。と言うのも、今回、会則案の中に、現在の管理運営協議会という名称がどこにも見当たらなかったのので、その同協議会の今後の扱いについて聞きたかった。

(事務局) 管理運営協議会は、マネジメント会議の設立に伴い、今のところ解散予定であり、管理運営協議会の機能がマネジメント会議に引き継がれるイメージであるが、同協議会に所属するメンバーに関しては、改めてマネジメント会議の会則に沿った形で入会申込書を提出してもらい、入会手続きを経て、マネジメント会議の会員になってもらうイメージである。

(会員) これまでの経過として、管理運営協議会そのものが引き継がれるということではないと理解しているが如何か。管理運営協議会は個人会員が相当多いため、マネジメント会議にあっては、現在の協議会のイメージから相当変わるものだと思っている。そういった意味では、マネジメント会議の設立に当たっては、管理運営協議会をそのまま移行するのではなく、一度仕切り直しをするという理解であるがよろしいか。

(事務局) ご意見のとおり、マネジメント会議の設立に伴い管理運営協議会は解散し、マネジメント会議は、同協議会の目的を継承しつつ、そのスキーム自体は新たに仕切り直しするという形である。会員についても同様に、参加するメンバーが基本的に同じであっても、マネジメント会議の会員として新たに入会してもらう形で仕切り直しすることになる。

(会員) 現在の植生管理協議会についても、管理運営協議会と同様の扱いということではよろしいか。

(事務局) ご意見のとおりである。マネジメント会議の設立に伴い、両協議会をそのまま引き継ぐのではなく、両協議会は一旦解散し、マネジメント会議の中に新たに運営会議と植生管理会議が設置されるので、会則に沿った形でメンバーを募ることになる。

(事務局)

- ・他に質問がないようであれば、本日のマネジメント会議準備会はこれで終了とする。次回のマネジメント会議準備会は、1月22日(火)18時30分から601会議室で開催予定である。また、次回の市民活動団体会議は、第4回を11月12日(月)、第5回を12月26日(水)に開催予定である。

以上

第7回 生田緑地マネジメント会議準備会 出席者

	団体名	会議出席者	出欠
1	生田緑地管理運営協議会	薬袋奈美子	●
2	生田緑地管理運営協議会	本多正典	●
3	生田緑地植生管理協議会	倉本宣	●
4	生田緑地雑木林勉強会	井口実	●
5	生田緑地の雑木林を育てる会	白澤光代	●
6	生田緑地の雑木林を育てる会	藪哲二	●
7	生田緑地の谷戸とホトケドジョウを守る会	榎本亜矢	×
8	特定非営利活動法人かわさき自然調査団	岩田芳美	●
9	特定非営利活動法人かわさき自然調査団	岩田臣生	●
10	特定非営利活動法人多摩川エコミュージアム	齋藤光正	●
11	飛森谷戸の自然を守る会	高木一弘	●
12	のぼりとゆうえん隊	野仲将生	×
13	民具製作技術保存会	砂川康子	●
14	向ヶ丘遊園駅周辺の街づくりを考える会	向井茂	●
15	向ヶ丘遊園駅周辺の街づくりを考える会	町山良行	●
16	向ヶ丘遊園の緑を守り、市民いこいの場を求める会	松岡嘉代子	●
17	向ヶ丘遊園の緑を守り、市民いこいの場を求める会	中島光雄	●
18	もみじ会	照沼有平	×
19	もみじ会	篠崎正善	●
20	炉端の会	近藤達也	●
21	炉端の会	吉田清美	●
22	川崎商工会議所	佐保田浩一	●
23	セレサ川崎農業協同組合	石井裕二	●
24	多摩区観光推進協議会	原島弘	●
25	宮前区観光協会	川島芳茂	×
26	多摩区商店街連合会	安陪修司	●
27	多摩区町会連合会	佐伯喜世志	×
28	宮前区全町内・自治会連合会	杉田進	×
29	財団法人川崎市公園緑地協会	関口正敏	●
30	株式会社 藤子ミュージアム	杠貴行	×
31	専修大学	原田博夫	×
32	KSソーシャル・ビジネス・アカデミー	徳田賢二	×
33	明治大学	本所靖博	●
34	日本女子大学	高橋謙一	×
35	総合企画局公園緑地まちづくり調整室	荻原圭一	●
36	市民・こども局市民文化室	中山健一	●
37	岡本太郎美術館	小林正人	●
38	経済労働局商業観光課	南誠	×
39	建設緑政局公園管理課	浅井聡	×
40	建設緑政局公園緑地課	小川忠幸	●
41	宮前区役所企画課	阿部浩二	×
42	多摩区役所企画課	門間透	●
43	多摩区役所地域振興課	鈴木誠二	●
44	多摩区役所道路公園センター整備課	佐藤力	●
45	教育委員会文化財課	渡辺英一	×
46	日本民家園	木下あけみ	●
47	青少年科学館	山田友之	●